

青 警 本 鑑 第 3 6 5 号
青 警 本 生 企 第 5 9 3 号
青 警 本 刑 企 第 4 3 8 号
青 警 本 捜 一 第 8 6 6 号
青 警 本 研 第 1 0 6 6 号
平 成 2 7 年 1 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について

この度、死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第1号）並びに死体取扱細則（平成27年警察庁訓令第1号）、DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年警察庁訓令第2号）及び行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）が、別添通達「死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について（通達）」（平成27年1月5日付け警察庁丙鑑発第1号ほか。）のとおり制定され、いずれも平成27年4月1日から施行されることとなったので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当：鑑識課指紋担当補佐

別 添



原議保存期間	30年（平成57年3月31日まで）
有効期間	一種（平成57年3月31日まで）

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
（参考送付先）

庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙鑑発第1号、丙生企発第1号
丙刑企発第1号、丙捜一発第1号
平成27年1月5日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長

死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について（通達）

この度、死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）並びに死体取扱細則（平成27年警察庁訓令第1号）、DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年警察庁訓令第2号）及び行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）が別添のとおり制定され、いずれも平成27年4月1日から施行されることとなった。その趣旨及び改正の要点は、下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 趣旨

死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）において身元不明死体の身元確認のためにDNA型情報を活用する仕組みを構築することとされたこと等を受けて、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）並びにDNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）の一部を改正するとともに、死体取扱細則及び行方不明者発見活動に関する細則を新たに制定するもの。

第2 改正の要点

1 死体取扱規則の一部改正関係

(1) 死体DNA型記録の作成等（第4条関係）

ア 死体DNA型記録を特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録とし、死体取扱細則において警察庁長官が定める事項を定めた（第2項及び死体取扱細則関係）。

イ 警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）から死体DNA型記録の送信を受けた警察庁刑事局犯罪鑑

識官（以下「犯罪鑑識官」という。）は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第4項関係）。

(2) 死体DNA型記録の整理保管等（第4条の2関係）

ア 犯罪鑑識官は、科学捜査研究所長から死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

ウ 犯罪鑑識官は、(1)イの対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることが判明したときなど、その保管する死体DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

(3) 死体取扱規則の一部改正に伴う経過措置（改正規則附則第2条関係）

ア 改正規則の施行の際現に改正規則の施行前に行ったDNA型鑑定により身元が明らかでない取扱死体の組織の一部（以下「死体資料」という。）の特定DNA型が判明しているときは、警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付することとした（第1項関係）。

イ アの送付を受けた鑑識課長は、当該死体資料の特定DNA型その他の改正後の死体取扱規則第4条第2項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした（第2項関係）。

ウ イの記録の送信後の犯罪鑑識官による当該記録に係る取扱いについては、(1)イ及び(2)と同様とすることとした（第3項関係）。

2 DNA型記録取扱規則の一部改正関係

(1) 定義（第2条関係）

鑑定機材の高度化によりDNA型鑑定の座位が追加されること等に伴い

「特定DNA型」の定義を変更した（第2号関係）。

(2) 対照（第5条関係）

ア 科学捜査研究所長から変死者等DNA型記録の送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第2項関係）。

イ 第1項、第2項又は第3項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知することとした（第4項及びDNA型記録取扱細則の一部改正関係）。

(3) 整理保管（第6条関係）

ア 犯罪鑑識官は、科学捜査研究所長から変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

(4) 抹消（第7条関係）

犯罪鑑識官は、(2)アの対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることが判明したときなど、その保管する変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

(5) DNA型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置（改正規則附則第3条関係）

ア 改正規則の施行の際現に改正規則の施行前に行ったDNA型鑑定により変死者等資料（身元が明らかでない変死者等の身体から採取された資料をいう。）の特定DNA型が判明しているときは、警察署長等は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付することとした（第1項関係）。

イ アの送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定DNA型その他のDNA型記録取扱規則第3条第3項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした（第2項関係）。

ウ イの記録の送信後の犯罪鑑識官による当該記録に係る取扱いについては、(2)、(3)及び(4)と同様とすることとした（第3項関係）。

3 行方不明者発見活動に関する規則の一部改正関係

(1) 犯罪鑑識官による対照等（第18条関係）

ア 犯罪鑑識官は、受理票の写しと身元不明死体票の写しとを対照する方法による調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知することとした（第4項関係）。

イ アの通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知することとした（第5項関係）。

(2) 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（第24条の2関係）

ア 受理署長は、特異行方不明者について(1)イの通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、届出人又は当該特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から、その同意を得て、特異行方不明者等資料の提出を受け、科学捜査研究所長に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定を嘱託することができることとした（第1項関係）。

イ アの嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、アの受理署長からエの対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特異行方不明者等DNA型記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした。（第2項及び行方不明者発見活動に関する細則第2条関係）。

ウ 科学捜査研究所長は、イの送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

エ イの送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結

果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第4項関係）。

オ エの通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容をアの受理署長に通知することとした（第5項関係）。

(3) 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等（第24条の3関係）

ア 犯罪鑑識官は、(2)イの特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

ウ 犯罪鑑識官は、(2)エの対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したときなど、その保管する特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

【別添資料】

- 1 死体取扱規則等の一部を改正する規則(平成27年国家公安委員会規則第1号)
- 2 死体取扱規則等の一部を改正する規則新旧対照条文
- 3 死体取扱細則（平成27年警察庁訓令第1号）
- 4 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年警察庁訓令第2号）
- 5 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照条文
- 6 行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）

○国家公安委員会規則第一号

警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)第十三条第一項の規定に基づき、死体取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月五日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

死体取扱規則等の一部を改正する規則

(死体取扱規則の一部改正)

第一条 死体取扱規則(平成二十五年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「死体DNA型記録の作成等」に改め、同条第二項中「次項の」を「第四項の」に、に係る記録(次項及び第五項において)を「その他の警察庁長官が定める事項の記録(以下)に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「いう。」の下に「及び特異行方不明者等DNA型記録(行方不明者発見活動に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十三号)第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならぬ。

第四条の次に次の一条を加える。

(死体DNA型記録の整理保管等)

第四条の二 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 犯罪鑑識官は、その保管する死体DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

- 一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者(行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。)であることが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、死体DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

(DNA型記録取扱規則の一部改正)

第二条 DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 特定DNA型 MCT一八及びアメロゲン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。

イ D一S一六五六

ロ TPOX

ハ D二S四四一

ニ D二S一三三八

ホ D三S一三五八

ヘ FGA

ト D五S八一八

- チ CSF一P〇
- リ D七S八二〇
- 又 D八S一七九
- ル D一〇S一二四八
- ヲ TH〇一
- ワ vWA
- カ D一二S三九一
- ヨ D一三S三一七
- タ Pent aE
- レ D一六S五三九
- ソ D一八S五一
- ツ D一九S四三三
- ネ D二一S一一
- ナ Pent aD
- ラ D二二S一〇四五
- ム DYS三九一

第二条に次の一号を加える。
 十 特異行方不明者等DNA型記録 行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。
 第三条第三項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。
 第五条を削る。

第六条第一項中「ときは」の下に、「速やかに」を加え、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「前条第二項」に改め、「ときは」の下に、「速やかに」を加え、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同項第三号中「被疑者DNA型記録」の下に「及び特異行方不明者等DNA型記録」を加え、同条第三項中「作成若しくは受信した」を「当該」「又は受信した」を「又は」に、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知しなければならない。
 第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
 (整理保管)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録若しくは変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 第七条第三項中「前条第二項の規定による」を「その保管する」に、「に係る対照をした」を「が次の各号のいずれかに該当すると認める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

(行方不明者発見活動に関する規則の一部改正)
 第三条 行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の三」に改める。
 第十八条第四項中「ときは」の下に、「その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知するとともに」を加え、同条に次の一項を加える。
 5 前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。
 第三章第二節第二十四条の次に次の二条を加える。
 (特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第二十四条の二 受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定（DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。）を囑託することができる。
 一 届出人（次号から第四号までに掲げる者を除く。） 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 二 当該特異行方不明者の実子 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 三 当該特異行方不明者の実父 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 四 当該特異行方不明者の実母 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実母の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

2 前項の規定による囑託を受けた科学捜査研究所長は、当該囑託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。
 4 第二項の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第九号の変死者等DNA型記録をいう。以下同じ。）及び死体DNA型記録（死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項に規定する死体DNA型記録をいう。以下同じ。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を第一項に規定する受理署長に通知しなければならない。
 (特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等)

第二十四条の三 警察庁犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、行方不明者発見活動に資するため、これを整理保管しなければならない。
 2 警察庁犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 警察庁犯罪鑑識官は、その保管する特異行方不明者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなつたとき。第二十八条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条第二項中「報告しなければならない」を「報告するとともに、第十七条第三項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票を廃棄しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による報告を受けたときは、第十八条第四項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを廃棄しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(死体取扱規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったDNA型鑑定（この規則による改正前のDNA型記録取扱規則（以下「旧DNA型記録取扱規則」という。）第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。）により身元が明らかでない取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）の組織の一部（以下「死体資料」という。）の特定DNA型（旧DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明しているとき（この規則による改正後の死体取扱規則（以下「新死体取扱規則」という。）第四条第二項に規定する場合を除く。）は、警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

2 前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該死体資料の特定DNA型その他の新死体取扱規則第四条第二項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）に電磁的方法により送付しなければならない。

3 前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新死体取扱規則第四条第二項の規定による作成及び送信とみなす。

(DNA型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったDNA型鑑定により変死者等資料（旧DNA型記録取扱規則第二条第八号の変死者等資料をいう。以下同じ。）の特定DNA型が判明しているとき（この規則による改正後のDNA型記録取扱規則（以下「新DNA型記録取扱規則」という。）第三条第三項又は第四条第一項に規定する場合を除く。）は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付しなければならない。

2 前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定DNA型その他の旧DNA型記録取扱規則第三条第三項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送付しなければならない。

3 前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新DNA型記録取扱規則第三条第三項の規定による作成及び送信とみなす。

死体取扱規則等の一部を改正する規則案新旧対照条文

○ 死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（死体DNA型記録の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する警察署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「死体DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。</p> <p>3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第五号の被疑者DNA型記録をいう。）及び特異行方不明者等DNA型記録（行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。以</p>	<p>（DNA型記録による身元照会）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する警察署長から次項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型に係る記録（次項及び第五項において「死体DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第五号の被疑者DNA型記録をいう。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。</p>

下同じ。)に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5| (略)

(死体DNA型記録の整理保管等)

第四条の二 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2| 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3| 犯罪鑑識官は、その保管する死体DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者(行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。)であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、死体DNA型記録を保管する必要がなくなつたとき。

4| (略)

5| 科学捜査研究所長及び犯罪鑑識官は、第二項の規定による送信又は第三項の規定による対照をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定DNA型 MCT一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。</p> <p>イ D一S一六五六</p> <p>ロ TPOX</p> <p>ハ D二S四四一</p> <p>ニ D二S一三三八</p> <p>ホ D三S一三五八</p> <p>へ FGA</p> <p>ト D五S八一八</p> <p>チ CSF一PO</p> <p>リ D七S八二〇</p> <p>ヌ D八S一一七九</p> <p>ル D一〇S一二四八</p> <p>ヲ TH〇一</p> <p>ワ vWA</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定DNA型 MCT一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。</p> <p>イ D八S一一七九</p> <p>ロ D二S一一</p> <p>ハ D七S八二〇</p> <p>ニ CSF一PO</p> <p>ホ D三S一三五八</p> <p>へ TH〇一</p> <p>ト D一三S三一七</p> <p>チ D一六S五三九</p> <p>リ D二S一三三八</p> <p>ヌ D一九S四三三</p> <p>ル vWA</p> <p>ヲ TPOX</p> <p>ワ D一八S五一</p>

カ | D | 一 | 二 | S | 三 | 九 | 一 |

ヨ | D | 一 | 三 | S | 三 | 一 | 七 |

タ | P | e | n | t | a | e |

レ | D | 一 | 六 | S | 五 | 三 | 九 |

ソ | D | 一 | 八 | S | 五 | 一 |

ツ | D | 一 | 九 | S | 四 | 三 | 三 |

ネ | D | 二 | 一 | S | 一 | 一 |

ナ | P | e | n | t | a | D |

ラ | D | 二 | 二 | S | 一 | 〇 | 四 | 五 |

ム | D | Y | S | 三 | 九 | 一 |

三〇九 (略)

十 | 特異行方不明者等DNA型記録 | 行方不明者発見活動に関する規則 (平成二十一年国家公安委員会規則第十三号) 第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。

(作成等)

第三条 (略)

2 (略)

3 科学捜査研究所長は、当該科学捜査研究所が警察署長等から囑託を受けて遺留資料又は変死者等資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、当該警察署長等が第五条第二項の規定による対照をする必要があると認めるときは、当該遺留資料又は変死者等資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならぬ

カ | D | 五 | S | 八 | 一 | 八 |

ヨ | F | G | A |

三〇九 (略)

(作成等)

第三条 (略)

2 (略)

3 科学捜査研究所長は、当該科学捜査研究所が警察署長等から囑託を受けて遺留資料又は変死者等資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、当該警察署長等が第六条第二項の規定による対照をする必要があると認めるときは、当該遺留資料又は変死者等資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならぬ

い。

4 (略)

(対照)

第五条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したときは、速やかに、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果をその都道府県警察の警察署長等が当該作成に係るDNA型鑑定を嘱託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、第三条第二項又は第三項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による送信を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる記録に係る特定DNA型とそれぞれ当該各号に定める記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送

い。

4 (略)

(整理保管)

第五条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による被疑者DNA型記録若しくは遺留DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(対照)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したときは、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、その都道府県警察の警察署長等が当該作成に係るDNA型鑑定の嘱託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、第三条第二項又は第三項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による送信を受けたときは、次の各号に掲げる記録に係る特定DNA型とそれぞれ当該各号に定める記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、当該送信をした科学捜

信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

- 一 被疑者DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する遺留DNA型記録
- 二 遺留DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録

- 三 変死者等DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録

3 犯罪鑑識官は、前二項の規定による対照をした場合において、当該被疑者DNA型記録又は遺留DNA型記録に係る特定DNA型がその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型に該当したときは、直ちに、その結果を当該保管する遺留DNA型記録を送信した科学捜査研究所長に通知しなければならない。

4 前三項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知しなければならない。

(整理保管)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録若しくは変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏え

査研究所長に通知しなければならない。

- 一 被疑者DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する遺留DNA型記録
- 二 遺留DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録

- 三 変死者等DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録

3 犯罪鑑識官は、前二項の規定による対照をした場合において、作成若しくは受信した被疑者DNA型記録又は受信した遺留DNA型記録に係る特定DNA型がその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型に該当したときは、その結果を、当該保管する遺留DNA型記録を送信した科学捜査研究所長に通知しなければならない。

い、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。

(抹消)

第七条 (略)

2 (略)

3 犯罪鑑識官は、その保管する変死者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る特異行方不明者(行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。)であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなつたとき。

(抹消)

第七条 (略)

2 (略)

3 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による変死者等DNA型記録に係る対照をしたときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 行方不明者の発見のための活動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特異行方不明者の発見活動（第二十条―第二十四条の三）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（警察庁犯罪鑑識官による対照等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかつたときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知するとともに、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があつた旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 行方不明者の発見のための活動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特異行方不明者の発見活動（第二十条―第二十四条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（警察庁犯罪鑑識官による対照等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかつたときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならない。</p>

(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第二十四条の二 受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料(以下「特異行方不明者等資料」という。)の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長(以下「科学捜査研究所長」という。)に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定(DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。)を囑託することができる。

- 一 届出人(次号から第四号までに掲げる者を除く。) 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であつてDNA型鑑定に用いられるもの
- 二 当該特異行方不明者の実子 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
- 三 当該特異行方不明者の実父 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
- 四 当該特異行方不明者の実母 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実母の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

4 第二項の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第九号の変死者等DNA型記録をいう。以下同じ。）及び死体DNA型記録（死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項に規定する死体DNA型記録をいう。以下同じ。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を第一項に規定する受理署長に通知しなければならない。

（特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等）

第二十四条の三 警察庁犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、行方不明者発見活動

に資するため、これを整理保管しなければならない。

2 警察庁犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 警察庁犯罪鑑識官は、その保管する特異行方不明者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

（本部鑑識課長等に対する報告等）

第二十八条（略）

2 本部鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告するとともに、第十七条第三項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票を廃棄しなければならない。

（本部鑑識課長等に対する報告）

第二十八条（略）

2 本部鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告しなければならない。

3

警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による報告を受けたときは、第八条第四項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを廃棄しなければならない。

警察庁訓令第1号

死体取扱細則を次のように定める。

平成27年1月5日

警察庁長官 米田 壯

死体取扱細則

死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）
第4条第2項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料（規則第4条第1項に規定する資料をいう。以下同じ。）に係る事案の概要
- (2) 資料の種類
- (3) 資料の特定DNA型
- (4) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

警察庁訓令第2号

DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年1月5日

警察庁長官 米田 壯

DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令

DNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条第2項を削る。

第3条を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照表

○DNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被疑者DNA型記録の作成等） 第1条（略） <u>（削除）</u></p> <p>（遺留DNA型記録等の作成等） 第2条（略） <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>（被疑者DNA型記録の作成等） 第1条（略） <u>2 被疑者DNA型記録の作成、送信及び抹消は、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>（遺留DNA型記録等の作成等） 第2条（略） <u>2 遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の作成、送信及び抹消は、犯罪鑑識官の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>（警察署長等に対する対照の結果の通知）</u> <u>第3条 警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長は、犯罪鑑識官から規則第6条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長に対し、当該通知の内容を通知しなければならない。</u></p>

警察庁訓令第3号

行方不明者発見活動に関する細則を次のように定める。

平成27年1月5日

警察庁長官 米田 壯

行方不明者発見活動に関する細則

(行方不明者に係る事項の報告)

第1条 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第8条第1項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行方不明者の本籍又は国籍、性別、生年月日、職業、身体特徴及び異名がある場合は当該異名
- (2) 行方不明者が行方不明となった年月日
- (3) 行方不明者届を受理した警察署及び年月日並びに当該行方不明者届の受理番号
- (4) 特異行方不明者に該当するか否かの別
- (5) その他参考となる事項

(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第2条 規則第24条の2第2項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特異行方不明者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 特異行方不明者に係る行方不明者届を受理した警察署及び年月日並びに当該行方不明者届の受理番号
- (3) 次に掲げる特異行方不明者等資料の区分に応じてそれぞれ次に定める事項
 - ア 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該特異行方不明者に係る資料である旨
 - イ 当該特異行方不明者の実子の身体の組織の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実子に係る資料である旨並びに当該実子の氏名、性別及び生年月日
 - ウ 当該特異行方不明者の実父の身体の組織の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実父に係る資料である旨並びに当該実父の氏名及び

生年月日

エ 当該特異行方不明者の実母の身体の一部であってDNA型鑑定に用いられるもの 当該実母に係る資料である旨並びに当該実母の氏名及び生年月日

- (4) 特異行方不明者等資料の種類
- (5) 特異行方不明者等資料の特定DNA型
- (6) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。